

会員規約をよくお読みいただいたうえで、ご利用ください。

七十七VISAカード 法人会員規約

(コーポレートカード用・会社一括方式)

一般条項

第1条（法人会員）

株式会社七十七カード（以下「当社」という）に本規約を承認のうえ、入会申込みをした法人または法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。

第2条（カード担当者、カード利用単位、管理責任者、カード使用者）

1. 会員は、入会申込みに関する担当者（以下「カード担当者」という）を指定し、カード担当者にその権限を委任するものとします。
2. 会員は、入会申込みにあたり会員の部課、事業所等組織の実情に即してカード利用状況等の管理を行う単位（以下「カード利用単位」という）を指定し、各カード利用単位毎に1名の管理責任者を指定するものとします。なお、カード利用単位を指定しない場合でも1名の管理責任者を指定するものとします。
3. 管理責任者は、原則として、カード利用単位に所属する役員または部長あるいは事業所長以上の役職者（臨時雇用、嘱託を除く）で当社が適当と認めた方とします。
4. 管理責任者は、カード利用単位に所属する役員または従業員（臨時雇用、嘱託を除く）の中からクレジットカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者（以下「使用者」という）とします。なお、管理責任者は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、理解をさせた上で承認を得るものとします。
5. 管理責任者は、カード利用単位に所属する使用者の届出、追加、退会、変更等の手続き、およびカード利用枠の届出、変更等の手続きを行うものとします。

第3条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を券面に印字または登録した使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。
2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。

3. カードの所有権は、当社に属しますので、会員および使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたはカード使用のために占有を移転させてはなりません。

4. カードおよびカード情報の使用、管理に際して、会員または使用者が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきそのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。会員および使用者は、当社から会員および使用者のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとするに同意します（以下同じ）。

5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、VISAインターナショナルサービスアソシエーションまたはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッド（以下まとめて「国際提携組織」という）が定める規定により、当社が定めます。

6. カードの発行およびその他の取扱いは、本規約の定めによる他、当社および国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとします。会員は、カードの発行権および所有権が当社にあることを認めるものとします。

第4条（暗証番号）

1. 当社は、使用者より申し出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、申し出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。また、使用者は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. カード利用にあたり、登録された暗証番号が利用されたときは、当社に責のある場合を除き、会員および使用者は、そのために生ずる一切の債務についてすべて支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

第5条（年会費）

会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第6条（カードご利用枠）

1. 会員のカードショッピングおよびキャッシュサービスの利用代金を合算した月間利用枠（以下「カードご利用枠」という）は、当社所定の方法により定めるものとします。

2. 使用者のカードご利用枠は、会員が申し出た金額で、当社が適当と認めた金額とします。ただし、会員に対して貸与された使用者すべてのカード（以下「全カード」という）の月間利用代金の合計額は、前項に定める会員のカードご利用枠以内とします。

3. カードご利用枠のうち、使用者のキャッシュサービスの月間利用枠は、各カードにつき50万円を超えない範囲で会員が申し出た金額で、当社が定めるものとします。

4. 前3項のカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。

①当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合

②カードの利用状況および信用状況に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合

③「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合

5. 本条に定めるカードご利用枠は、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。なお、本条第3項に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、50万円を超えて増額できるものとします。ただし、会員が会員または使用者のカードご利用枠の増額を希望する場合は、管理責任者が当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。

第7条（カード利用代金債務）

1. 会員は、全カードの利用による債務および本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとします。

2. 使用者は、使用者に対して貸与されたカードのカードショッピング債務および当該使用者の本規約に基づく一切の債務（ただし、キャッシュサービスの利用に基づく債務は除きます）についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

第8条（代金決済）

1. 会員が当社に支払うべきカード利用による代金および手数料等本規約に基づく一切の債務は、会員の預金口座からの口座振替、または通常貯金からの自動払込みまたは当社指定の預金口座への振込みのいずれかを会員が指定した方法により支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法により支払う等当社が別途定めた方法により支払うものとします。

2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、前項の支払方法の区分に従い、次の通りとします。

（1）会員の預金口座からの口座振替、または通常貯金からの自動払込みにより支払う方法の支払期日は、毎月10日とし、締切日は毎月15日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。なお、代金決済の支払口座に異名義口座（別法人、個人、または支社等の口座）の設定を希望する場合について、今後、異名義口座を支払口座に設定したことに関連して税法上・民法上の問題を含めいかなる不測の事態が発生したとしても、会員の責任と負担においてその一切を解決し、当社には迷惑をかけないものとします。

（2）当社指定の預金口座への振込みにより支払う方法の支払期日は、締切日を毎月15日とし、翌月末日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。ただし、当社が適当と認めた会員はこの限りではありません。

（本条第2項をゴールドカードおよび当社が別途認めたカードの場合には以下の通りとする）

2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、前項の支払方法の区分に従い、次の通りとします。

(1) 会員の預金口座からの口座振替、または通常貯金からの自動払込みにより支払う方法の支払期日は、毎月10日または毎月26日のいずれかを会員が指定するものとします。支払期日が毎月10日の場合は、締切日を毎月15日とし、支払期日が毎月26日の場合は、締切日を毎月末日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

(2) 当社指定の預金口座への振込みにより支払う方法の支払期日は、締切日を毎月15日または末日のいずれかを会員が指定するものとし、締切日が毎月15日の場合は翌月末日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）を、締切日が毎月末日の場合は翌月末日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。ただし、当社が適当と認めた会員はこの限りではありません。

3. 会員の支払方法が前項第1号の場合において、会員の預金口座、または通常貯金の残高不足等により、当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みができないときには、当社は、当該金融機関との約定により、支払期日以降の任意の日において、会員が当社に対して支払うべき債務の一部または全部につき口座振替、引落しまたは自動払込みができるものとします。ただし、当社から別途指示があったときは、会員または使用者は、その負担している債務についてその指定する日時・場所・方法で支払うものとします。

4. 会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みにかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。

5. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

6. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算のうえ、前5項の定めによりお支払いいただきます。ただし、キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。

7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合においては当月初旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合においては翌月初旬に、当社の定める方法により、会員へ請求明細書にかかる情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。

（本条第7項をゴールドカードおよび当社が別途認めたカードの場合には以下の通りとする）

7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合で、支払期日が毎月10日の場合は当月初旬に、支払期日が毎月26日の場合は当月中旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合で、締切日が15日の場合は翌月初旬に、締切日が末日の場合は翌月中旬に、当社の定める方法により、会員へ請求明細書にかかる情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。

第9条（支払金等の充当順序）

会員または使用者の弁済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員または使用者への通知なくして、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第10条（費用の負担）

会員または使用者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

第11条（退会）

1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の方法により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するのとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。
2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の方法により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。なお、この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するのとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。
3. 前2項の場合、当社が適当と認めたときは、債務の全額を第8条の定めによりお支払いいただくことがあります。また、退会後においても、カードを利用したまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）

1. 当社は、会員または使用者が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては全カードまたは一部のカードの利用をお断りすることがあります。
2. 当社は、カードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性がある当社が判断した場合、会員または使用者への事前通知なしに、カードショッピングおよびキャッシュサービスの全部または一部の利用を保留またはお断りすることがあります。
3. 会員または使用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはその他不審な場合などには、当社は加盟店等を通じて次の（1）、（2）の措置をとり、全カードまたは一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。
 - （1）カードの回収
 - （2）カードショッピング、キャッシュサービスのカード利用の全部またはいずれかの停止
4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
 - （1）虚偽の申告をした場合

- (2) 本規約のいずれかに違反した場合
- (3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合
- (4) 信用状態に重大な変化が生じた場合
- (5) カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合
- (6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合
- (7) 使用者が会員の役員または従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取り消したことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。）
- (8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合
- (9) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (10) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為
- (11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）
 - （イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
- (12) 会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
- (13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記（1）から（12）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合

5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとしします。

6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとしします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとしします。

7. 当社は、第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとしします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとしします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとしします。

8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について、支払いの責を負うものとしします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとしします。

9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとしします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとしします。

10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとしします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとしします。

11. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとしします。

第13条（付帯サービス等）

1. 会員または使用者は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員または使用者が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当社から会員または使用者に対し通知します。

2. 会員または使用者は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとしします。

3. 会員または使用者は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承諾します。

4. 会員または使用者は、第12条に定める会員資格の取消をされた場合、または第11条に定める退会をした場合、付帯サービス（会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第14条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。

（1）仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。

（2）租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。

（3）自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。

（4）会員が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。

（5）会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合

2. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。

（1）当社が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。

（2）本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

（3）その他信用状態が悪化したとき。

（4）会員が会員資格を取り消された場合または使用者が使用者資格を取り消された場合。

3. 本条第1項ないし第2項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

4. 会員または使用者は前3項の債務を支払う場合には、当社の本社へ持参するまたは送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第8条第3項のただし書の定めにより支払うものとします。

第15条（遅延損害金）

1. 会員または使用者は、当社に対する支払いを遅滞した場合は支払い期日の翌日から支払の日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務元金に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割り計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

2. 会員または使用者は、キャッシュサービスの支払いについて、これを遅滞した場合および期限の利益を喪失した場合は、前項に準じ、年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割り計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

第16条（紛失・盗難・偽造）

1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきその利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードまたはカード情報の利用により発生する債務についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。
2. 会員および使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあったときは、速やかにその旨を当社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届け出ることできます。また、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
3. 偽造カードの使用に係る債務については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員または使用者は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員または使用者に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について故意または過失のある会員および使用者が支払いの責を負うものとします。
5. 当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員および使用者は予めこれを承諾するものとします。

第17条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員および使用者がカードもしくはカード情報またはチケット等の紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察ならびに当社への届出がなされたときは、これによって会員および使用者が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、入会日から1年間とし、毎年自動的に継続されるものとします。
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
 - （1）会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害
 - （2）損害の発生が保障期間外の場合
 - （3）会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、カードまたはチケット等の受領に関しての代理人による不正利用に起因する損害
 - （4）本条第4項の義務を会員が怠った場合
 - （5）紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - （6）暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）
 - （7）会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合
 - （8）前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害

(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害

(10) その他本規約に違反する使用に起因する損害

4. 会員または使用者が損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知ったときから30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出していただくとともに、当社または当社の委託をうけたものが被害状況等の調査を行う場合これに協力するものとします。

5. 会員または使用者は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。

6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員または使用者が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。

7. 会員または使用者は、前条第2項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

第18条（カードの再発行）

カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第19条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。

2. 有効期限の2ヵ月前までにお申し出がなく、当社が引き続き会員および使用者として認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。

3. 会員または使用者は有効期限経過後のカードを直ちに切断し、破棄するものとします。

4. カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第20条（届出事項の変更等）

1. 当社に届け出たカード担当者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が

生じた場合は、会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届け出るものとします。

2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員または使用者は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

3. 本条第1項の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員または使用者に到着したものとみなします。ただし、本条第1項の届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

4. 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員および使用者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員および使用者は、これに応じるものとします。

5. 当社は会員又は使用者への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使用者は届出に応じるものとします。

第21条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、商品等の購入地および当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第22条（規約の変更、承認）

本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第23条（利率の変更）

キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、前条の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、変更後の利用分から変更後の利率が適用されるものとします。

第24条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

第25条（準拠法）

会員、使用者と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

カードショッピング条項

第26条（カードショッピング）

1. 利用可能な加盟店等

使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。なお、（1）ないし（3）の加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済のみとし、営業のため又は営業として行われるものに限られるものとします。

（1）当社の加盟店

（2）当社と提携したクレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」という）の加盟店

（3）VISAインターナショナルサービスアソシエーションと提携した銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店

2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（カードに署名欄がある場合に限る）。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略する、または署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号の店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者の氏名、届出住所等を記入することにより、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

4. オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

5. ICカードの利用手続き

カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、使用者自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、ICチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当社が指定する加盟店に

おいては、ご利用の金額に応じサインレス、もしくは売上票への署名をするものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、使用者は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは使用者資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更を行うものとし、また、使用者は、当社が必要であると判断したときに、使用者に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。

7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、使用者は利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店または使用者自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

第27条（立替払の承諾等）

1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。

（1）当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が会員および使用者に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。

（2）当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があること。

（3）提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払すること

(4) 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること

2. カードの利用による取引上の紛議は会員および使用者と加盟店等において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

3. 会員および使用者は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員および使用者の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

4. 会員および使用者は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第28条（カードショッピング代金の支払区分）

1. 使用者は、カードショッピング代金の支払区分について、1回払いのみを指定することができます。

2. 会員および使用者のカードショッピング代金は、第8条の定めにより毎月の締切日までのカードショッピング代金を指定の支払期日にお支払いいただきます。

3. 前項のお支払いは、事務上の都合により、支払期日の開始が遅れる場合があります。

第29条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員および使用者が日本国内の加盟店から見本・カタログ等により商品およびサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行った場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員および使用者は、加盟店に商品等の交換請求または当該売買契約の解除をすることができます。

キャッシュサービス条項

第30条（キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法）

1. 会員は、次の(1)、(2)に定める方法を使用者に行わせることにより、事業費資金とすることを取引を行う目的に当社から現金を借り受けることができます。

(1) 当社が指定する現金自動支払機（以下「ATM等」という）に暗証番号を入力して所定の操作をする方法

(2) 国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名する方法

2. キャッシュサービスの利用可能な金融機関の範囲および手続きの種類については、当社が別途指定するものとします。

3. 会員は、会員があらかじめ希望し、当社が認めた場合、当社の指定するＡＴＭ等から暗証番号を入力して所定の操作をする方法を使用者に行わせることにより、当社から現金を借り受けることができます。

第３１条（キャッシュサービスの借入金のお支払い）

1. キャッシュサービスの返済方法は元利一括返済、返済回数は１回とし、第８条の定めにより毎月の締切日までのご利用分と次項の利息とを合計し、指定の支払期日にお支払いいただきます。

2. 借入金に対して、年１５．０％の割合の利率により年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した利息をお支払いいただきます。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

3. 日本国外におけるキャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、キャッシュサービスの借入元金は、第８条および第２４条の定めにより換算された円貨とします。

4. 当社が別途指定するカードの会員は、当社が適当と認めた場合には、下記の方法により、キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。

（１）当社が別途定める期間において、使用者が当社の提携金融機関のＡＴＭ等から借入金の全額（日割計算にて返済日までの利息を併せて支払う）を入金して返済する方法

（２）当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、当社指定口座への振込（振込手数料は会員または使用者負担）により返済する方法

（３）当社の支店・サービスセンターへ使用者が現金を持参して返済する方法

第３２条（現金自動預払機（ＡＴＭ）利用時の手数料）

1. 会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているＡＴＭ等、または海外クレジットカード会社等が設置するＡＴＭ等を利用してキャッシュサービスを借り受け、または臨時に返済する場合、当社所定のＡＴＭ手数料を負担するものとします。その場合は、第８条にて定める締切日までに発生したＡＴＭ利用に係る手数料について、翌月の支払期日に支払うものとします。

2. ＡＴＭ手数料は、利用金額・返済金額が１万円以下の場合は１１０円（含む消費税等）、利用金額・返済金額が１万円を超える場合は２２０円（含む消費税等）とします。ただし、当社が認める場合は割引または無料とすることがあります。

第３３条（キャッシュサービス利用時およびお支払い時の書面の交付）

会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第１７条第１項に規定された書面の交付に代えて、同第６項に規定された書面および貸金業法第１８条第１項に規定された書面の交付に代えて、同第３項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。

※貸金業法施行日（平成１９年１２月１９日）以前に入会した会員は、当社から上記第３３条に関する通知または上記第３３条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、１ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

<キャッシュサービスご利用に関する補足事項>

- 担保・保証人…不要
- 元本・利息以外の金銭の支払い ……ＡＴＭ手数料（取扱金額１万円以下：１１０円（含む消費税等）、取扱金額１万円超：２２０円（含む消費税等））・再振替等にかかる費用
- 会員において、利息が利息制限法第１条第１項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。
- 貸金業法第１７条第１項の規定により交付する書面または同第６項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。
- キャッシュサービスご利用枠の設定が無い場合、キャッシュサービスご利用枠０万円、返済予定総額０円、返済期間・返済回数０日・０回となります。

カード管理者向けWEBサービス利用条項

第３４条（カード管理者向けWEBサービスの内容）

- １．「カード管理者向けWEBサービス」は、会員または会員になろうとする法人（以下、第３８条まで総称して「会員」という）がインターネット上で各種入会・変更手続きを実施することを可能とするサービスをいいます。
- ２．会員が利用できるカード管理者向けWEBサービスの具体的な内容については、別途当社から会員に対し公表あるいは案内するものとします。
- ３．会員は、カード管理者向けWEBサービスを利用するためには、別途当社が指定する方法により利用登録を行うものとします。
- ４．当社は、カード管理者向けWEBサービスの全部または一部について、予告なく変更・中断・廃止できるものとします。その結果、会員または使用者に不利益が生じて、当社は何ら責任を負うものではありません。
- ５．会員は、カード管理者向けWEBサービスを自らの責任において利用するものとし、これによって被った会員または使用者の損害について、当社は何ら責任を負うものではありません。

第３５条（URL等の管理）

- １．会員は、カード管理者向けWEBサービスについて当社が発行する専用URLその他当社が提供する情報（以下、まとめて「URL等」）の管理および使用について責任を負うものとし、URL等の管理不十分、使用上の過誤または第三者による不正利用等による会員または使用者の損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ２．会員は、第三者によってURL等が不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知し、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。但し、当該通知あるいは当社からの指示により当社が損害の補填の義務を負担するものではありません。

第36条（変更の届出）

会員は、カード管理者向けWEBサービスの利用登録の際に届け出た内容について変更があった場合、すみやかにその旨を当社が指定する方法により届け出るものとします。

第37条（カード管理者向けWEBサービスの利用の中止等）

1. 会員がカード管理者向けWEBサービスの利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。
2. 会員がカード管理者向けWEBサービスを利用することにより発生した一切の債務は、カード管理者向けWEBサービスの解約後も何ら影響はなく、その処理に必要な限度でなお本利用条項が適用されるものとします。
3. 会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、当社は何らの通知催告を要せず直ちにカード管理者向けWEBサービスの利用をさせないことができるものとします。
 - （1）カードが解約された場合
 - （2）本利用条項に違反した場合
 - （3）カード管理者向けWEBサービスを6カ月以上ご利用になっていない場合
 - （4）その他、当社が不適当と判断する行為を行った場合

第38条（カード管理者向けWEBサービスの免責事項）

1. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害および通信上の障害やインターネット環境等の事由により、カード管理者向けWEBサービスの提供が遅延または不能となった場合、もしくは、当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた会員または使用者の損害については、当社は何ら責任を負うものではありません。
2. 当社に故意または重過失がある場合を除き、カード管理者向けWEBサービスを利用することによって生じたいかなる損害についても、当社は何ら責任を負うものではありません。

＜ご相談窓口＞

1. 商品等についてのお問合せ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の使用者の個人情報に関するお問合せ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

株式会社七十七カード

＜東北財務局長（14）第00033号＞

＜お客様相談室＞

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル3階

電話番号022-298-2077

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

（当社が契約する指定紛争解決機関）

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-3861

<日本貸金業協会会員 第001137号>

（2025年4月改定）